亀山市告示第１７２号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成２６年亀山市告示第１３７号）第５条第３項の規定により放置自転車等を保管したので、同要綱第６条第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１０月２７日

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　放置自転車等の型式、車体番号等

放置自転車等の型式	車体番号	放置されていた場所	塗色	防犯登録番号
自転車（不明）	Ｆ２１８０１３４６	亀山駅東駐輪場	銀	防犯登録無し
自転車（不明）	ＨＺ２３Ｆ６０９５５	亀山駅東駐輪場	黒	防犯登録無し
自転車（不明）	ＸＬ１９０１０３７０	亀山駅東駐輪場	薄茶	大阪府警察　平野４２５６２４
自転車（不明）	ＺＸ２１３９１６６８	亀山駅東駐輪場	青	愛知県警察　２３カ０１３８８
自転車（不明）	ＳＤ２００９７８８４	亀山駅西駐輪場	銀	三重県警察　１１Ｋ０８３１７
自転車（不明）	Ｆ０８Ａ０００５２４	亀山駅西駐輪場	黒	防犯登録無し
自転車（不明）	ＳＹ７Ｇ０６６７	亀山駅西駐輪場	水色	防犯登録無し
自転車（不明）	ＳＺ２０１１１０９９	亀山駅西駐輪場	黒	防犯登録無し

２　保管場所　亀山駅西駐輪場

３　保管期間　令和８年１１月３０日まで

４　保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

５　保管期間中の引取りの申出先　亀山市建設部都市整備課